

(平成3年規程第2号)

公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定規程

〔平成3年10月21日制定〕
〔令和6年10月1日改正〕

目 次

第1章 総 則	55
第2章 認定工場制度運営委員会	58
第3章 I類資器材の指定及びII類資器材の登録等	59
第4章 製造工場の認定等	62
第5章 認定工場の工場調査	69
第6章 認定工場対策委員会及び検査補償等準備資金	70

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本下水道協会（以下「本会」という。）において、本会の正会員（以下「下水道事業者」という。）が下水道用として使用する資器材（以下「資器材」という。）の検査を行い、当該資器材の製造工場（以下「製造工場」という。）を認定工場として認定するために必要な事項を定めて、資器材の品質の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 認定適用資器材 製造工場を第6号の認定工場として認定するにあたり、この規程を適用するために必要な当該製造工場が製造していなければならない資器材をいい、公的規格に基づくものをI類認定適用資器材、製造者規格に基づくものをII類認定適用資器材という。
- 二 認定資器材 前号の認定適用資器材に属する第9条第1項の規定により指定したI類資器材（以下「I類資器材」という。）及び第11条第1項の規定により登録したII類資器材（以下「II類資器材」という。）をいう。
- 三 製品検査資器材 認定資器材のうちから、第9条第1項又は第11条第1項の規定により決定したもの（下水道事業者が特に必要と認め、当該下水道事業者から又は当該下水道事業者より受注した工事請負者等から要請された認定資器材の「類似品」を含む。）をいう。

- 四 公的規格 認定資器材に係る日本産業規格(JIS)及び日本下水道協会規格(JSWAS)をいう。
- 五 製造者規格 II類資器材の製造に係る製造者団体又は製造者が定めた資器材に係る規格をいう。
- 六 認定工場 第16条第3項の規定により認定書(以下「認定書」という。)及び認定証票(以下「認定証票」という。)を交付した製造工場(日本国外にある製造工場を含む。)をいう。
- 七 製造者団体 製造者で構成される団体をいう。
- 八 製造者 製造工場を所有する者をいう。
- 九 代表工場 第11条第5項の規定により登録申請書等を提出した製造者団体の構成員又は製造者が所有する製造工場のうち、第12条第1項の規定により指定した製造工場をいう。
- 十 所有会社 第15条第1項の認定申請工場(以下「認定申請工場」という。)又は認定工場を所有するものをいう。
- 十一 検査員 本会の理事長(以下「理事長」という。)の指名により、代表工場、認定申請工場及び認定工場に立ち入り、第15号の規定による工場調査を行う者をいう。
- 十二 基本調査 検査員が代表工場、認定申請工場及び認定工場に立ち入り、第26条第2項各号の調査等をいう。
- 十三 製品検査 検査員が認定工場に立ち入り、第26条第2項第4号について行う検査等をいう。
- 十四 実状調査 検査員が認定工場に立ち入り、第26条第2項第1号から第3号について行う調査をいう。
- 十五 工場調査 基本調査、製品検査及び実状調査の総称をいう。
- 十六 自主検査 代表工場、認定申請工場及び認定工場が、当該製造工場の製造者又は当該製造工場の定める社内規格等に基づいて自主的に行う検査をいう。
- 十七 欠格期間 第24条第2項及び第4項の規定により、認定を取消した工場からの同資器材の認定申請を受け付けない期間をいう。

(認定適用資器材の範囲)

第2条の2 この規程による認定適用資器材の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 管きよ
- 二 マンホール
- 三 ます

(製造工場の認定の手順等)

第3条 この規程による製造工場の認定の手順は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 理事長は、下水道事業者の要望、製造者団体の申し出等により公的規格を有する資器材のうちから、第4条に規定する「認定工場制度運営委員会（以下「委員会」という。））による調査審議のうえ、認定資器材のⅠ類資器材として指定する。
- 二 理事長は、下水道事業者の要望又は製造者団体若しくは製造者からの申し出により代表工場の基本調査を行い、その結果に基づいて製造者規格を有する資器材のうちから、委員会による調査審議のうえ、認定資器材のⅡ類資器材として登録する。
- 三 理事長は、第1号又は前号の認定資器材のⅠ類資器材としての指定又はⅡ類資器材としての登録の際に、委員会による調査審議のうえ、当該認定資器材のうちから製品検査資器材を決定する。
- 四 理事長は、第1号又は第2号の認定資器材のⅠ類資器材としての指定又はⅡ類資器材としての登録にあたって、指定又は登録されるⅠ類資器材又はⅡ類資器材に係るⅠ類認定適用資器材又はⅡ類認定適用資器材が定められていない場合には、委員会による調査審議のうえ、これらを定める。
- 五 理事長は、Ⅰ類資器材及びⅡ類資器材の製造工場の所有会社から当該製造工場の認定の申請を受ける。
- 六 理事長は、前号の申請を受け、認定申請工場の基本調査を行い、その結果に基づいて委員会による調査審議のうえ、認定期間を定めて認定工場として認定し、認定書及び認定証票を交付するとともに、当該認定工場で製造する認定資器材(製品検査資器材を含む。)に第19条の規定による認定標章を表示する。認定期間は、所有会社の申請により、これを更新する。
- 七 理事長は、前号の認定期間内に工場調査を行い、その結果に基づき、次のイ、ロ及びハにより処理する。
 - イ 基本調査の結果に基づいて調査審議のうえ、その都度、認定の継続の可否を決定する。

- ロ 製品検査資器材の製品検査の結果に基づき、その都度、必要な措置を講ずるとともに、当該製品検査に係る検査証明書等を発行する。
- ハ 一定期間内に下水道事業者に納入された製品検査資器材の品質に疑義のある事故が生じたときは、第 29 条に規定する認定工場対策委員会による調査審議を行い、製品検査に起因するものは、別に積み立てる検査補償等準備資金により当該事故の応急措置に要する費用を補償する。

第 2 章 認定工場制度運営委員会

(認定工場制度運営委員会)

第 4 条 本会に、認定工場制度運営委員会を置く。

- 2 委員会は、理事長の諮問に応じ、認定工場制度のあり方、運営等について調査審議を行うほか、この規程に定める委員会に属する事項の調査審議を行う。

第 5 条 委員会は、委員 15 名以内で組織する。

- 2 委員は、下水道事業者の所属職員及び下水道に関する学識経験者のうちから、理事長が委嘱する。この場合において、委員は、第 29 条第 2 項の規定による認定工場対策委員会の委員との関連性を考慮して委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中において委嘱された者の任期は、その残任期間とする。

第 6 条 委員会には委員長 1 名を置き、委員の互選によって選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の調査審議の結果を理事長に答申する。
- 3 委員長は、委員の中から副委員長を 1 名選任する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 委員会の答申は、出席委員の合意により決する。ただし、合意に至らない場合は、各委員の意見を併記して答申する。

第 7 条 委員会は、必要の都度、本会の理事長（以下「理事長」という。）が招集する。

- 2 理事長は、委員会の審議に必要と判断した場合、関係する製造者団体又は製造者（Ⅱ類資器材に関する審議に限る。以下第 9 条第 5 項及び第 30 条第 3 項中同じ。）の代表者に対して、委員会への出席を求めることができる。

第3章 I類資器材の指定及びII類資器材の登録等

第8条 削除

（I類資器材の指定等）

第9条 理事長は、下水道事業者の要望、製造者団体の申し出により及び日本下水道協会規格（JSWAS）が制定された都度、認定資器材としてI類資器材を指定（製品検査資器材とするか否かの決定を含む。以下同じ。）する。

2 理事長は、前項の規定によりI類資器材を指定するときは、当該I類資器材に係るI類認定適用資器材を定める。ただし、当該I類資器材に係るI類認定適用資器材が定められている場合は、この限りでない。

3 理事長は、第1項又は前項の規定によりI類資器材を指定するとき又はI類認定適用資器材を定めるときは、委員会の審議を経て行う。

4 理事長は、I類資器材を指定したとき又はI類認定適用資器材を定めたときは、本会が発行する「下水道用資器材検査ニュース」（以下「検査ニュース」という。）に掲載して公表する。

5 製造者団体の代表者は、当該団体の構成員が所有する製造工場で製造する資器材のI類資器材の指定について、書面をもって理事長に申し出ることができる。

6 理事長は、前項の申し出があった場合は、委員会の審議に付し、その結果に基づき、I類資器材として指定したときは、当該製造者団体の代表者にその旨を通知するものとする。この場合において、I類資器材として指定しなかったときは、理由を付して、その旨を当該代表者に通知する。

（I類資器材の指定等の取消し）

第10条 前条の規定は、I類資器材の指定及びI類認定適用資器材のそれぞれの取消しに準用するものとする。

（II類資器材の登録等）

第11条 理事長は、下水道事業者の要望又は製造者団体若しくは製造者の申し出により、認定資器材としてII類資器材を登録（製品検査資器材とするか否かの決定を含む。以下同じ。）する。この場合において、登録は、製造者団体又は製造者ごとの申請により、当該製造者団体又は製造者が定める製造者規格をもって行う。

- 2 理事長は、前項の規定によりⅡ類資器材を登録するときは、当該Ⅱ類資器材に係るⅡ類認定適用資器材を定める。ただし、当該Ⅱ類資器材に係るⅡ類認定適用資器材が定められている場合は、この限りでない。
- 3 理事長は、第1項又は前項の規定によりⅡ類資器材を登録するとき又はⅡ類認定適用資器材を定めるときは、委員会の審議を経て行う。ただし、当該Ⅱ類資器材について性能確認が必要と認められる場合には、事前に下水道用資器材に係る日本下水道協会規格制定等事務取扱規程に規定する下水道用資器材性能確認等審査委員会において、性能確認の審査を行う。
- 4 理事長は、Ⅱ類資器材を登録したとき又はⅡ類認定適用資器材を定めたときは、検査ニュースに掲載して公表する。
- 5 製造者団体又は製造者の代表者は、当該製造者団体の構成員又は当該製造者が所有する製造工場で製造する資器材のⅡ類資器材の登録について、書面をもって理事長に申し出ることができる。この場合において、製造者団体又は製造者の代表者は、別に定める公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場Ⅱ類資器材登録申請等要領（以下「登録申請等要領」という。）に規定する申請書及び添付書類（以下「登録申請書等」という。）を理事長に提出しなければならない。
- 6 理事長は、次条第5項の報告に基づき、Ⅱ類資器材として登録することが適当であると認めたときは、別記様式1Ⅱ類資器材登録台帳（以下「Ⅱ類登録台帳」という。）に登録し、製造者団体又は製造者の代表者にその旨を通知する。この場合において、Ⅱ類資器材として登録することが適当でないと認めたときは、理由を付して、その旨を当該代表者に通知する。

（Ⅱ類資器材の代表工場調査等）

- 第12条** 理事長は、前条第5項の登録申請書等の提出があった場合において、これを受理したときは、基本調査を行うために代表工場を指定し、その旨を当該登録申請書等を提出した製造者団体又は製造者の代表者に通知して、第27条第1項本文の規定により基本調査を行う。
- 2 前項の通知を受けた製造者団体又は製造者の代表者は、登録申請等要領に規定する代表工場に関する書類を理事長に提出するとともに、事前に同要領に規定するⅡ類資器材登録審査手数料を本会に納付しなければならない。

- 3 前項の製造者団体又は製造者の代表者は、第1項の規定に基づき指定された代表工場が日本国外にある場合は、前項のⅡ類資器材登録審査手数料のほか、別に定める公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場国外工場調査旅費算定要領（以下「国外工場調査旅費算定要領」という。）に基づいて算定した国外工場調査旅費を併せて納付しなければならない。
- 4 理事長は、第1項の基本調査を行ったときは、第28条第1項の規定による判定案を添えて、委員会の調査審議に付す。
- 5 委員会は、理事長から前項の調査審議の要求があったときは、別に定める公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場Ⅱ類資器材登録基準に基づき、Ⅱ類資器材として登録することの可否について調査審議を行い、その結果を理事長に報告する。

（Ⅱ類資器材の登録変更）

第13条 製造者団体又は製造者の代表者は、Ⅱ類資器材に係る登録申請書等に記載した内容に変更が生じたときは、登録申請等要領に規定する当該変更に係る登録申請書等を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の変更に係る登録申請書等の提出があった場合において、これを受理したときは、当該登録申請書等に基づいてⅡ類登録台帳の登録内容を変更することが適当であると認めたときは、当該登録内容を変更するとともに、当該登録申請書等を提出した製造者団体又は製造者の代表者にその旨を通知し、かつ、これを検査ニュースに掲載して公表する。この場合において、理事長が重要な変更と判断したときは、あらかじめ委員会の調査審議に付すことができる。
- 3 理事長は、前項後段の規定による委員会の調査審議の結果、変更することが適当でないと認めたときは、理由を付して、その旨を前項の代表者に通知する。

（Ⅱ類資器材の登録等の取消し）

第14条 理事長は、製造者団体又は製造者の代表者より、Ⅱ類資器材の登録の取消しの申し出があったときは、Ⅱ類資器材の登録を取り消し、その旨を委員会に報告する。

- 2 理事長は、次の各号の一に該当するときは、Ⅱ類資器材の登録を取り消すことができる。
 - 一 偽り、その他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
 - 二 その他、理事長の指示と相違するとき。
- 3 理事長は、前項の取消しを行うときは、前項第1号に該当する場合を除き、委員会の調査審議を経る。

- 4 理事長は、第1項及び第2項の規定により登録を取り消したとき又は第9条第1項の規定によりⅡ類資器材をⅠ類資器材としたときは、Ⅱ類登録台帳から登録を抹消し、当該取り消しを行ったⅡ類資器材に係る製造者団体又は製造者の代表者にその旨を通知するとともに、検査ニュースに掲載して公表する。
- 5 理事長は、前項の規定によりⅡ類登録台帳から登録を抹消した結果、抹消された資器材に係るⅡ類認定適用資器材に属するⅡ類資器材がなくなった場合には、当該Ⅱ類認定適用資器材を取り消し、これを検査ニュースに掲載して公表する。

第4章 製造工場の認定等

(製造工場の認定の申請)

- 第15条 所有会社は、当該所有会社が所有する製造工場のうち、Ⅰ類資器材又はⅡ類資器材の製造工場を認定工場として認定を受けようとするときは、別に定める公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定申請等要領（以下「認定申請等要領」という。）に規定する申請書及び添付書類（以下「認定申請書等」という。）を理事長に提出するとともに、事前に同要領に定める申請手数料を本会に納付しなければならない。ただし、第9条第1項の規定によりⅡ類資器材をⅠ類資器材とした場合において、当該Ⅱ類資器材の認定工場であったものが認定申請工場であるとき並びに第12条第1項の規定による代表工場が認定申請工場である場合の申請書の添付書類及び申請手数料については、この限りでない。
- 2 所有会社は、認定を受けようとする製造工場が日本国外にある場合は、前項の申請手数料のほか、別に定める国外工場調査旅費算定要領に基づいて算定した国外工場調査旅費を併せて納付しなければならない。
 - 3 第1項ただし書の規定は、前項の国外工場調査旅費について準用する。

(製造工場の再認定の申請)

- 第15条の2 所有会社は、第24条第1項第3号、第2項及び第4項の規定により認定を取り消した工場が再び同じ資器材の認定工場として認定を受けようとする場合は、前条各項に規定する事項に加え、認定取消しに係る事由の原因究明と再発防止策に関する報告書（以下本条で「報告書」という。）を理事長へ提出しなければならない。
- 2 理事長は、第15条第1項の認定申請書等及び前項の報告書の提出があり、これを受理したときは、第16条第1項及び第2項の規定により委員会審議に付す。
 - 3 理事長は、前項の規定による審議を踏まえ、認定の可否について決定し、再認定となった場合は、第16条第3項の規定により認定書及び認定証票を認定申請工場に交付する。

- 4 前項の規定により再度認定工場となった工場は、1年以内に臨時の工場調査を行い、第1項で示した再発防止の報告書内容の履行状況を確認するものとする。

(製造工場の認定並びに認定書及び認定証票の交付)

第16条 理事長は、第15条第1項に規定する認定申請書等の提出があった場合において、これを受理したときは、第27条第1項本文の規定により基本調査を行い、第28条第1項の規定による判定案を添えて、委員会の調査審議に付す。ただし、第15条第1項に規定する認定申請が、既に認定工場として認定されたⅠ類資器材又はⅡ類資器材の製造工場で、当該認定申請に係る認定適用資器材を、既に認定されたⅠ類資器材又はⅡ類資器材と同種の原材料、製造設備（型枠、口金等を除く。）、検査設備等により製造するものである場合においては、当該認定申請に係る第27条第1項本文の規定による基本調査を省略することができる。この場合における判定案については、既に認定されたⅠ類資器材又はⅡ類資器材に係る第28条第1項の規定により作成されたものを準用する。

- 2 委員会は、理事長から前項の調査審議の要求があったときは、次条の規定による認定基準に基づき

調査審議を行い、認定工場として認定することの可否について理事長に報告する。

- 3 理事長は、前項の報告に基づき認定工場として認定することが適当であると認めたときは、別記様式第2の下水道用資器材製造認定工場台帳（以下「認定工場台帳」という。）に登録し、別に定める公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定書等交付要領に規定する認定書及び認定証票を認定申請工場に交付する。

- 4 理事長は、第15条第1項に規定する認定申請書等を受理し、基本調査を行い、次条の規定による認定基準に基づき認定工場と認定することが適当であると認めた場合において、当該工場が既に同種の認定資器材の認定工場である場合は、第1項の規定にかかわらず委員会の調査審議に付すことなく、前項と同様に取扱うことができる。この場合においては、その旨を委員会に報告する。

(認定基準)

第17条 認定工場として認定する場合の認定基準は、別に定める公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定基準に定めるところによる。

(認定料)

第 18 条 所有会社は、本会の事業年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで。以下「事業年度」という。）ごとに、別に定める公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定料算定基準（以下「認定料算定基準」という。）に基づいて算定した認定料を本会に納付する。

2 所有会社は、前項の規定により認定料の請求があったときは、理事長が定める納付期限までに納付しなければならない。

(認定資器材の認定標章の表示)

第 19 条 認定工場は、別に定める公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定標章表示要領に規定する認定標章（以下「認定標章」という。）を、同要領に定めるところにより認定資器材（製品検査資器材を含む。以下、第 22 条第 1 項、同条第 4 項及び第 24 条第 3 項第 3 号において同じ。）に表示しなければならない。

(認定期間及びその更新)

第 20 条 認定工場としての認定期間（以下「認定期間」という。）は、認定を受けた日から 3 年以内とし、認定期間が満了したときは、これを 3 年ごとに更新するものとする。

2 所有会社は、当該所有会社に属する認定工場について、前項の更新の申請を行おうとするときは、認定申請等要領に規定する更新に係る認定申請書等を理事長に提出しなければならない。この場合において、当該認定申請書等は、原則として認定期間の満了日前日までに提出しなければならない。

3 理事長は、前項の認定申請書等の提出があった場合において、これを受理したときは、当該受理をもって認定期間を更新したものとする。この場合においては、認定工場台帳の認定期間の修正を行うとともに、既に交付の認定書を修正又は認定書を再交付し、認定書を再交付したときは、既に交付の認定書を速やかに返納させる。

(認定申請書等の記載事項の変更)

第 21 条 所有会社は、認定期間内において、当該所有会社に属する認定工場に係る第 15 条第 1 項及び前条第 2 項の認定申請書等に記載した事項に変更が生じたときは、認定申請等要領に規定する変更に係る認定申請書等を理事長に提出しなければならない。この場合において、当該認定申請書等は、当該変更が生じた日から 1 箇月以内に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の認定申請書等の提出があった場合において、これを受理したときは、当該受理をもって変更事項を認めたものとし、必要に応じて、認定工場台帳の登録内容の修正を行うとともに、既に交付の認定書若しくは認定証票を修正又は認定書若しくは認定証票を再交付する。この場合において、認定書又は認定証票を再交付したときは、既に交付の認定書又は認定証票を速やかに返納させる。

(認定資器材の製造休止届等)

第 22 条 所有会社は、当該所有会社に属する認定工場において認定資器材の製造を休止する場合は、休止の理由及びその期間（以下「休止期間」という。）を記載した書面をもって、原則として、休止を開始する 1 箇月前までに理事長に届け出なければならない。この場合において、当該休止期間は、原則として 1 年以内とし、現に認定を受けている認定期間の満了日内の期間でなければならない。

- 2 理事長は、前項の届け出を受理し、やむを得ないものと認めたときは、委員会に報告するとともに、検査ニュースに掲載して公表する。この場合において、当該休止期間中は、別に定める公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場基本調査要領に基づく等級に応じた時期に基本調査又は実状調査を行う。

- 3 第 1 項により休止中の認定工場が休止期間を延長する場合は、原則として、1 箇月前までに書面をもって理事長へ届け出なければならない。なお、以降の休止延長期間中は、実状調査と基本調査を交互に行う。

- 4 休止中の認定工場が認定資器材の製造を再開する場合は、再開する期日を明らかにして、原則として、当該製造再開の 1 箇月前までに書面をもって理事長に届け出なければならない。

- 5 理事長は、前項の書面が提出されたときは、製品検査を行うものとする。

第 23 条 削除

(認定工場の取消し)

第 24 条 理事長は、認定工場が次の各号の一に該当するときは、当該認定工場の認定を取り消す。

- 一 認定工場に係る I 類資器材の指定又は I 類認定適用資器材の指定を取り消したとき
- 二 認定工場に係る II 類資器材の登録又は II 類認定適用資器材の指定を取り消したとき
- 三 第 28 条第 2 項の規定に基づき、認定工場として不適当と決定したとき
- 四 認定工場の所有会社より、理由を付した書面をもって、当該認定工場の認定辞退の申し出があったとき

- 2 理事長は、認定工場が次の各号の一に該当するときは、委員会審議に付し、原則として当該認定工場の認定を取り消すものとする。
 - 一 第 18 条第 2 項の規定による認定料の納付がないとき
 - 二 第 22 条第 3 項又は同条第 4 項に規定する届出を合理的理由なく行わないまま、同条第 2 項の規定により認めた休止期間を超えたとき
 - 三 第 28 条第 4 項の規定による必要な措置に反したとき
- 3 理事長は、認定工場が次の各号の一に該当するときは、必要に応じて臨時の工場調査を行い、認定資器材の一時出荷停止要請を通知するものとする。
 - 一 第 15 条第 1 項の規定による認定申請書の記載内容に虚偽のおそれがあるとき
 - 二 認定資器材の品質や性能が、第 17 条の規定に定める認定基準に適合しないおそれがあるとき
 - 三 第 19 条の規定による認定標章を認定資器材以外のものに表示したとき
 - 四 法令違反や事故等により、認定工場制度の信頼等に影響を及ぼすおそれがあるとき
 - 五 その他理事長の指示と相違するとき
- 4 理事長は、前項の臨時の工場調査により、当該認定工場が行った不正が故意による場合、又は当該不正に起因して当該認定工場に重大な瑕疵が存在する場合であつて、それにより認定工場制度の信頼性に重大な影響を及ぼすと判断したときには、委員会審議に付し、原則として当該認定工場の認定を取り消すものとする。
- 5 認定工場の所有会社は、前項の不正事案に関して、委員会審議において弁明することができるものとする。この場合において、当該認定工場の所有会社は、弁明の証拠資料等を提出することができる。
- 6 理事長は、第 1 項第 3 号、第 2 項及び第 4 項の規定により、認定工場の認定を取り消した場合は、委員会審議に付し、取り消した日の翌日から起算して 1 年以上の欠格期間を決定する。
- 7 理事長は、第 1 項第 3 号、第 2 項及び第 4 項の規定により認定工場の認定を取り消した場合は、処分事由を付して取消しの通知をする。
- 8 理事長は、第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により認定工場の認定の取消しを行ったときは、認定工場台帳から登録を抹消し、当該工場に対して、既に交付の認定書及び認定証票を返納させる。

(認定資器材の一時出荷停止)

第24条の2 理事長は、認定工場が前条第3項の臨時の工場調査による規定に該当し、前条第4項に基づく認定の取消しには該当しないが、当該認定工場の不正が認定工場制度の信頼性に影響を及ぼすと判断した場合は、委員会審議に付し、原則として当該認定工場に対し認定資器材の出荷を1年間停止するものとする。

- 2 認定工場の所有会社は、前項の不正事案に関して、委員会審議において弁明することができるものとする。この場合において、当該認定工場の所有会社は弁明の証拠資料等を提出することができる。
- 3 理事長は、第1項の規定により、認定工場の一時出荷停止を決定した場合は、処分事由を付して通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた認定工場は、一時出荷停止に係る事由の原因究明と再発防止策に関する報告書（以下本条で「報告書」という。）を理事長に提出し、一時出荷停止の解除を申請することができる。
- 5 理事長は、前項の解除申請があった場合は、必要に応じて臨時の工場調査を行い、一時出荷停止解除の可否について委員会審議に付す。
- 6 理事長は、前項の規定による審議を踏まえ、一時出荷停止の解除の可否について決定し、当該認定工場へ通知する。
- 7 理事長は、前項の規定による当該認定工場の一時出荷停止の解除が認められなかった場合は、報告書を再提出するものとし、理事長は、一時出荷停止期間を、当該通知日より原則1年を限度として期間延長することができる。
- 8 理事長は、第1項及び前項に規定された一時出荷停止の期間に、合理的理由がなく、報告書の提出がなされないときは、委員会審議に付し、認定取消を書面により通知することができる。
- 9 理事長は、第1項に規定する一時出荷停止の措置を受けた認定工場が、一時出荷停止解除後に同様の不正を繰り返した場合は、委員会審議に付し、当該認定工場に認定取消しを通知することができる。
- 10 一時出荷停止を解除した認定工場は、解除の日から1年以内に臨時の工場調査を行い、第4項で示した報告書の内容の履行状況を確認するものとする。

(損害拡大防止の要請)

第 24 条の 3 理事長は、認定の取消し又は一時出荷停止をした場合、必要に応じて製品の回収、品質確保の措置及び納入先への周知を当該認定工場の所有会社へ要請することができる。

(改善勧告)

第 24 条の 4 理事長は、第 24 条第 3 項の臨時の工場調査の結果、必要に応じて当該認定工場に対して業務改善の勧告を行う。

2 認定工場は、前項の勧告を受けた場合、業務改善報告書を作成し、理事長へ提出する。

(調査費用)

第 24 条の 5 理事長は、第 15 条の 2 第 4 項、第 24 条第 3 項、第 24 条の 2 第 5 項及び第 10 項の規定により臨時の工場調査を行った場合は、該当する工場を所有する所有会社は、調査にかかった旅費及び人件費を理事長の請求により本会へ納付しなければならない。

(免責)

第 24 条の 6 本会は、本会に故意又は過失がある場合を除き、第 24 条第 2 項、第 4 項及び第 24 条の 2 第 1 項に基づく認定工場の取消し又は認定資器材の一時出荷停止による認定工場の経済的又は社会的な損失に対して、損害賠償などの責は負わない。

(異議申立て)

第 24 条の 7 第 24 条第 2 項、第 4 項及び第 24 条の 2 第 1 項に関わる通知を受けた認定工場の所有会社は、当該通知の内容に対して不服がある場合は、通知を受理した日から起算して 14 日以内に、書面により異議を申し立てることができる。

2 理事長は、前項の異議申立てを受理したときは、当該申立ての適否について委員会の調査審議に付し、適否の判断結果を所有会社に通知する。

3 前項の通知を受けた認定工場の所有会社は、当該通知の内容に対して異議申立てをすることができない。

(認定工場の認定、取消し等の公表)

第 25 条 理事長は、認定工場が次の各号の一に該当するに至ったときは、検査ニュース及び本会ホームページにて公表するものとする。なお、本会ホームページの公表期間は決定日より 1 年間とする。

一 第 16 条第 3 項又は同条第 4 項の規定により新たに認定工場として認定したとき

二 第 20 条第 3 項の規定により認定期間を更新し、又は第 21 条第 2 項の規定による認定申請書等の記載事項の変更（認定範囲に限る。）を認めたとき

- 三 第 24 条第 1 項各号、第 2 項各号及び第 4 項並びに第 24 条の 2 第 8 項の規定により認定工場の認定を取り消したとき
- 四 第 24 条の 2 第 1 項の規定により認定資器材の一時出荷停止を行ったとき
- 五 第 24 条の 2 第 6 項の規定により認定資器材の一時出荷停止を解除したとき

第 5 章 認定工場の工場調査

(工場調査の対象工場及びその調査項目等)

第 26 条 工場調査は、第 20 条第 1 項及び第 2 項に規定する認定期間内に認定工場を対象に行う。

- 2 工場調査のうち、基本調査は、次の各号に掲げる項目について行うものとし、製品検査は、第 4 号に掲げる項目について行い、実状調査は第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する項目について行う。
 - 一 第 15 条第 1 項、第 20 条第 2 項又は第 21 条第 1 項の規定による申請、更新又は変更に係る申請書等の記載内容の事実確認
 - 二 製造設備及び検査設備の管理状況
 - 三 品質管理の状況
 - 四 立会による製品の抜取り検査（試験を含む。以下同じ。）並びに自主検査の結果、製品の保管の状況及び認定標章の表示の確認
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合、臨時の工場調査を行うものとする。
 - 一 第 20 条第 2 項又は第 21 条第 1 項の規定による更新又は変更により、第 17 条の規定に定める認定基準に適合しなくなるおそれがあると判断された場合
 - 二 当該認定資器材又は認定工場の品質管理体制が第 17 条の規定に定める認定基準に適合しない旨の第三者からの申し立てを受けたときで、その蓋然性が高いと判断した場合
 - 三 その他、当該認定資器材又は認定工場の品質管理体制が第 17 条の規定に定める認定基準に適合しないおそれがあると理事長が判断した場合
- 4 認定工場の所有会社は、前項の臨時の工場調査にかかった旅費及び人件費を理事長の請求により本会へ納付しなければならない。
- 5 認定工場の所有会社は、工場調査を行う対象工場が日本国外にある場合は、その都度、事前に別に定める国外工場調査旅費算定要領に基づいて算定した国外工場調査旅費を本会に納付しなければならない。

(工場調査の要領等)

第 27 条 基本調査及び実状調査は、別に定める公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場基本調査要領に基づいて行うものとする。ただし、第 20 条の規定による認定期間の更新及び第 21 条の規定による認定申請書等の記載事項の変更の場合は、原則として当該基本調査は行わないものとする。

- 2 製品検査は、別に定める公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場製品検査要領（以下「製品検査要領」という。）に基づいて行う。
- 3 認定工場の所有会社は、当該所有会社に属する認定工場において工場調査が行われたときは、当該工場調査の実施状況を記録した写真（工場調査の実施日を明記したもの。）を撮影し、これを当該認定工場ごとに整備しておかなければならない。この場合において、理事長又は下水道事業者から提示の要求があったときは、当該写真を理事長又は下水道事業者に提示しなければならない。

(工場調査の判定等)

第 28 条 理事長は、基本調査及び実状調査を行ったときは、別に定める公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場基本調査判定基準に基づいて判定案を作成する。

- 2 理事長は、前項の判定案において、認定工場として不適当とされた場合は、委員会審議に付して認定工場の認定を取り消す。
- 3 理事長は、前項の場合を除き、認定工場として継続することを通知し、その旨、委員会に報告する。
- 4 理事長は、製品検査（第 26 条第 2 項第 4 号の規定による立会による製品の抜き取り検査に限る。）を行ったときは、別に定める公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場製品検査判定基準に基づいて、その合否を判定する。この場合において、当該判定の結果により、製品検査要領に定める必要な措置を行う。

第 6 章 認定工場対策委員会及び検査補償等準備資金

(認定工場対策委員会)

第 29 条 本会に、製品検査資器材の使用に関する事故その他について調査審議を行うため、認定工場対策本部委員会（以下「本部委員会」という。）を置くほか、本会の地方支部（以下「地方支部」という。）ごとに認定工場対策地区委員会（以下「地区委員会」という。）を置くものとする。

2 本部委員会は、次の各号に掲げる事項（第1号に掲げる事項については、地区委員会で結果を得ることができなかった場合に限る。）について、地区委員会は、次の第1号及び第3号に掲げる事項について、それぞれ調査審議（第3号に掲げる事項については、意見交換とする。）を行うものとする。

一 製品検査資器材を使用した工事の施工時又は施工後（完成検査までとする。以下同じ。）の事故に係る当該事故の原因の究明及び原因者の特定

二 理事長からの諮問事項

三 その他この制度の運用等に関する事項

第30条 本部委員会は、委員及び特別委員20名以内で組織し、地区委員会は、委員及び特別委員10名以内で組織する。

2 委員は、下水道事業者の所属職員及び製品検査資器材に関する学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

3 特別委員は、製品検査資器材の製造に係る製造者団体又は製造者を代表する者のうちから理事長が委嘱する。

4 委員及び特別委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、任期の途中において委嘱された者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第31条 本部委員会及び地区委員会に、それぞれ委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、本部委員会又は地区委員会を代表し、その調査審議の結果を理事長に報告するものとする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 本部委員会及び地区委員会は、それぞれ必要の都度、開催するものとし、理事長が招集する。この場合において、特定の製品検査資器材に関する事項について調査審議を行うときは、当該製品検査資器材に係る特別委員のみを招集することができる。

5 理事長は、必要があると認めたときは、第33条第1項の規定による事故に係る下水道事業者、工事請負者及び認定工場のそれぞれの代表者の特別出席を求めることができる。

（委員会の事務局）

第32条 本部委員会及び地区委員会の事務局は、本会（技術部規格検査課）に置くものとする。

（製品検査資器材に係る事故の調査審議）

第 33 条 下水道事業者は、製品検査資器材を使用した工事の施工時又は施工後において、当該製品検査資器材の品質等に関係するものと予測される事故が発生した場合は、別記様式第 3 の製品検査資器材の品質の調査について（依頼）をもって理事長にその旨を依頼することができるものとする。

2 理事長は、前項の依頼を受けたときは、当該依頼に係る下水道事業者が属する地方支部に対応する地区委員会の調査審議を経て、その結果を当該下水道事業者に報告するとともに、当該結果に基づき、製品検査要領に定める必要な措置を行うものとする。

3 地区委員会で調査審議を行い、その結果を得ることができなかったときは、前項の地区委員会の委員長は、理事長にその旨を報告するものとする。

4 理事長は、前項の報告を受けたときは、本部委員会において調査審議を行い、その結果に基づき、製品検査要領に定める必要な措置を行うものとする。

（検査補償等準備資金）

第 34 条 本会に、製品検査のかし（瑕疵）により生じた製品検査資器材の品質等に起因する事故の応急措置及び応急措置に要する費用の一時立替えその他必要な調査審議、研究等を行うのに必要な資金を確保するため、検査補償等準備資金（以下「準備資金」という。）を設けるものとする。

2 準備資金は、次の各号に掲げる費用に充当するものとする。

一 製品検査のかし（瑕疵）により生じた製品検査資器材の品質に起因する事故の応急措置に要する費用

二 本部委員会又は地区委員会の調査審議の結果が得られるまでの間の応急措置に要する費用の一時立替金

三 その他本部委員会及び地区委員会の調査審議、研究等に要する経費

3 前項各号に掲げる費用の充当については、本会の通常の事務処理例により行うものとする。ただし、前項第 2 号の一時立替金については、その立て替えた期間の利子を含め、第 29 条第 2 項第 1 号の規定による原因者（本会が原因者の場合を除く。）に返還を請求するものとする。

4 準備資金は、第 18 条第 1 項の規定による認定料のうちから、本会が別に積み立てるものとする。

第7章 雑 則

(認定工場の報告義務)

第35条 認定工場は、次の各号の一に該当する場合は、理事長へ報告しなければならない。

- 一 認定工場に関する法令違反や重大な事故等が発生したとき
- 二 認定資器材の製造に関わる問題や事故が生じたとき
- 三 その他、認定資器材の品質管理上で疑義等が生じたとき

(職員等の守秘義務)

第36条 認定工場制度に関わる本会の職員、認定工場制度運営委員会及び認定工場対策委員会の委員は、業務で知り得た秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

附 則

(施行等)

- 1 この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 第 29 条第 1 項の規定による本部委員会及び地区委員会の設置については、同条同項の規定にかかわらず、当分の間、本部委員会のみを設置するものとする。

(旧規程の廃止)

- 3 日本下水道協会下水道用器材製造工場認定規程（昭和 51 年 7 月 10 日制定）及び日本下水道協会下水道用陶管検査規程（昭和 53 年 4 月 1 日制定。以下「陶管検査規程」という。）（以下「旧規程」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 旧規程により設置された下水道用資器材調査認定委員会は、この規程第 4 条から第 6 条までの規定により設置されたものとみなすものとし、同委員会幹事会は、この規程第 7 条の規定により設置された下水道用資器材認定調査専門委員会とみなす。
- 5 この規程の適用前に旧規程の規定により行った認定適用資器材の類別指定、Ⅰ類資器材の指定、Ⅱ類資器材の登録、製造工場の認定、認定工場の認定の更新及び変更その他の行為は、この規程の適用については、この規程中これらの規定に相当する規定がある場合には、この規程の規定によって行ったものとみなす。
- 6 この規程による廃止前の陶管検査規程に基づく検査対象の下水道用陶管については、この規程により、認定適用資器材として類別指定するとともに、これに属する公的規格に係る資器材については、Ⅰ類資器材として指定したものとみなす。

附 則（平成 4 年規程第 2 号）

この規程は、平成 4 年 2 月 20 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年規程第 1 号）

この規程は、平成 7 年 1 月 1 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年規程第 4 号）

この規程は、平成 9 年 8 月 7 日から施行し、平成 9 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年規程第 8 号）

この規程は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年規程第 2 号）

この規程は、平成 15 年 6 月 24 日から施行し、平成 15 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年規程第 3 号）

この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行し、平成 17 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年規程第 1 号）

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行し、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年規程第 7 号）

この規程は、平成 24 年 5 月 9 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年規程第 2 号）

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、平成 26 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年規程第 8 号）

この規程は、令和 4 年 7 月 20 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年規程第 2 号）

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

